

令和 8 ・ 9 年度

物品購入，修繕及び役務の提供等業務

競争入札等参加資格審査申請手続きの概要

電子申請

令和 8 ・ 9 年度の三次市が発注する物品購入，修繕及び役務の提供等業務（建設工事，建設コンサルタント等業務は除く。）の競争入札（随意契約を含む。）に参加するための資格申請を受け付けます。審査を受けようとする者は，所定の期日までに電子申請システムで申請をしてください。

○電子申請システムの画面上で必要事項を入力，資料を電子データで添付してください。

1 申請日程

申請区分	受付期間	申請方法
市 外 業 者 (登記簿上の本店を 市外に有する者)	令和 7 年 1 1 月 4 日 (火) から 令和 7 年 1 1 月 2 1 日 (金) まで	電子申請
市 内 業 者 (登記簿上の本店を 市内に有する者)	令和 7 年 1 1 月 2 5 日 (火) から 令和 7 年 1 2 月 1 2 日 (金) まで ◎書面申請の場合，上記期間のつぎの時間で窓口受付 をします。 9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0 1 3 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0	電子申請 または 書面申請 (持参のみ)

※市内業者のみ書面での申請を窓口で受け付けます。所定の様式に記入の上，持参してください。

様式（第 1 号～第 6 号）は市ホームページに掲載しています。

※可能な限り電子申請システムを利用しての申請をお願いします。

※受付期間を過ぎると受け付けることはできませんので，必ず期間中に申請してください。

2 申請資格

・次の各号に該当する者は，入札参加資格審査を申請することはできません。

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当する者。

(2) 営業に関し，法令の規定による必要な許可，認可等を得ていない者。

(3) 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに，法人税，所得税，消費税及び地方消費税並びに市税の滞納がある者。

3 資格認定

- ・資格認定については、市ホームページの入札参加資格者名簿でご確認ください。
ホームページへは、令和8年4月以降に掲載予定です。

【公表事項】 受付番号、市内・市外の区分、商号又は名称、本店の所在地、希望業種区分

4 入札参加資格の有効期間

- ・この資格が認定された日から令和9年度の末日（令和10年3月31日）までとします。
ただし、この資格は、令和10年度においてもその年度における資格が認定される日までは有効とします。

5 三次市における物品購入、修繕及び役務の提供等業務の発注について

- ・本市では、市内業者の受注機会の確保及び育成を図るため、指名業者の選定に際しては、原則として市内業者を優先しています。

6 電子申請の注意事項

- ・申請前に電子申請システムでメールアドレスの登録が必要です。メールアドレス登録後、届いたメールに記載のURLから申請画面へアクセスしてください。
- ・申請完了後、整理番号とパスワードが記載されたメールが発行されます。整理番号とパスワードは申請の修正に必要ですので、忘れないようにしてください。
- ・申請受理後、電子申請システムを通じて受理通知メールが送付されます。受付期間内に受理通知メールが来ない場合は、お手数ですがご連絡をお願いします。

7 申請に必要な書類

- ・様式の定められているものは、所定の様式で提出してください。
- ・○印は提出が必須のものを示し、△印は該当者のみ提出が必要なものを示します。
- ・様式第5号は市のホームページでダウンロードすることができます。

No.	必要書類	様式	業者区分		提出方法（電子申請）
			市内	市外	
1	物品購入等競争入札等参加資格審査申請書	—	○	○	システムに直接入力してください。
2	法人…登記事項証明書（商業登記簿謄本） ※写し可 ※法務局が発行する履歴事項全部証明書または 現在事項全部証明書 ※申請日前3か月以内に発行されたものを提出 すること。	—	○	○	システムに添付してください。
3	市税について滞納がないことを証する書面（滞納がないことの証明書）※写し可 ※申請日前3か月以内に発行されたものを提出 すること。 ※三次市に納税義務を有する者のみ提出すること。	—	○	△	システムに添付してください。

No.	必要書類	様式	業者区分		提出方法
			市内	市外	
4	消費税及び地方消費税の納税証明書 ※写し可 (国税通則法施行規則別紙第9号様式「その3」、「その3の2」、「その3の3」のいずれかによる納税証明書) (免税事業者であっても、「納税証明書その3」は発行されます。) ※納税証明書は、納税地を所管する税務署で発行されます。 ※電子納税証明書もご利用いただけます。 ※申請前3か月以内に発行されたものを提出すること。	—	○	○	システムに添付してください。
5	財務諸表 ※写し可 ・法人…直前1年分の事業年度の下記 ①から④の書類 すべて ①「貸借対照表」、②「損益計算書」、 ③「株主資本等変動計算書」、④「注記表」 ・個人…直前2年分 ◎青色申告者は青色申告決算書(貸借対照表・損益計算書)と確定申告書の写し ◎白色申告者は収支内訳書と確定申告書の写し ※法人で資格審査申請書を提出する日までに直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了していない場合は、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表を提出すること。 ※注記表を作成していない場合は、添付の必要はありません。	—	○	○	システムに添付してください。
6	営業に関し、法令上必要とする資格(許可・認可・登録等)の証明書 ※写し可	—	△	△	システムに添付してください。
7	特約店、代理店証明書(特約店又は代理店の場合) ※写し可	—	△	△	システムに添付してください。
8	市税等納税調査承諾書(市内業者のみ提出) ※写し可(書面申請の場合は原本を提出すること) ※押印が必要	様式 第5号	○	—	システムに添付してください。

※委任状、使用印鑑届の提出は不要となりました。営業所等に権限を委任する場合は、システム上で委任先情報を入力してください。

※電子納税証明書の詳細は国税庁ホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei1.htm>)をご覧ください。

8 電子データ化について

- ・添付資料は、すべてPDF形式を添付してください。
- ・PDF形式にできないものは、写真（JPEG、PNG等）を添付してください。
- ・各ファイル名を次の例のようにしてください。（申請者名を入れてください。）

【例1】 「〇〇(株) 登記簿謄本」

【例2】 「(株)□□ 三次市税完納証明書」

【例3】 「(有)△△ 消費税及び地方消費税3-3」

- ・資料の電子データ化が難しい場合は、書面で提出することも可能です。

添付資料をアップロードする項目で、「郵送などで提出する」を選択し、郵送で提出してください。

【提出先】

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号

三次市役所 財政課 契約係

※資料送付の際は、封筒表面に「資格審査添付書類在中」と記載してください。

9 補正

- (1) 提出書類に記載誤りや不足等の不備がある場合には、電話等で補正の指示をします。（簡易なものであれば市が訂正することもあります。）
- (2) 補正の指示を受けた場合は、不備を補正の上、申請受付期間中に再度申請してください。**期間内に補正が完了しない場合は不認定となり、改めて追加申請期間に申請を行っていただくことになりますのでご注意ください。**

10 その他

(1) 入札指名について

この申請にかかる資格は、競争入札等に参加することができる資格であり、**これをもって必ず指名されるという権利を得るものではありませんので、あらかじめご了承ください。**

(2) 申請内容に変更があった場合

書類提出後において、記載事項に変更があった場合には、速やかに変更届を提出してください。変更届の様式は市のホームページからダウンロードできます。

その際、**様式の「変更事項」欄に「令和8・9年度分」と記載してください。**

11 市内業者で書面申請を希望される方

- ・「7 申請に必要な書類」の「No. 1～8」を書面で提出してください。様式（第1号～第6号）は市のホームページに掲載しています。